

佐野市事業所等用E V等充電設備導入支援補助金交付要綱

(令和6年4月30日佐野市告示第172号)

(趣旨)

第1条 事業所等におけるE V等及び充電設備の導入を促進し、もって本市における温室効果ガスの排出量の削減を図るため、充電設備を設置する事業者等に対し、市が予算の範囲内で交付する事業所等用E V等充電設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業の用に供する建築物であって、市の区域内に存する事業所、事務所、店舗、工場等をいう。
- (2) E V等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により、自動車検査証の交付を受けた4輪以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 電気自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車
 - イ プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部電源からの充電が可能な自動車
- (3) 充電設備 E V等に充電するための設備であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及びE V等に搭載された電池への充電を制御する機能を有し、1基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
 - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を

- 有し、1基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- ウ 蓄電池付急速充電設備 主としてEV等の充電のために蓄電する電池を備えた、1基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- エ 充電用コンセント EV等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応のEV等専用のプラグ差込口
- オ 充電用スタンド エの充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体
- カ V2H EV等に搭載された電池から電力を給電するための直流交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

(4) 事業者等 市内に3人以上の従業員を雇用する事業所等を有する法人又は個人事業者（事業を行う個人をいう。以下同じ。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象者となる者は、充電設備を事業所等に設置する事業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。
- (3) 法人にあつては暴力団（佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）でないこと、個人事業者にあつては暴力団員等（同条第5項に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (5) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税

条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。

(6) 充電設備の設置に係る事業所等を第三者が所有する場合は、充電設備の設置について当該者の同意を得ていること。

(7) 申請に係る補助対象設備（次条に規定する補助対象設備をいう。この号において同じ。）と同一の補助対象設備について、既にこの告示による補助金の交付の決定を受けていないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反すると認められる事業を行う者でないこと。

（補助対象設備）

第4条 補助金の交付の対象となる充電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金事業における補助の対象となる充電設備であること。

(2) 新たに購入し設置する未使用の充電設備であって、新品のものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入及び設置に係る費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1基当たり10万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県等からこの告示による補助金に相当するもの（以下「その他補助金」という。）の交付を受けている場合は、10万円からその他補助金の交付を受けた額を控除した額又は前項の規定により算出した額のいずれか低い額を、この告示による補助金の交付の上限とする。

3 前各項の場合において、市は、予算の範囲内において、補助金を交付する。
（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業所等用EV等充電設備導入支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 補助対象経費に係る領収書、明細書又は契約書の写し
- (3) 補助対象設備の保証書その他型式及び製造番号が分かる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置場所の位置図
- (5) 補助対象設備の設置状況、本体並びに本体に貼付されている型式及び製造番号が分かる写真
- (6) 登記事項証明書、開業届その他の事業者等であることが分かる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、一の補助対象設備ごとにするものとし、一の年度につき2回を限度とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは事業所等用EV等充電設備導入支援補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことと決定したときは事業所等用EV等充電設備導入支援補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金を返還させるものとする。

(市への協力)

第12条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて補助対象設備の利用状況に関するデータの提供その他市が進める温室効果ガスの排出量の削減に関する取組等について協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き、協力するよう努めるものとする。

(書類の様式)

第13条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。